

刑法における「言葉による性的嫌がらせ」

——ドイツにおける Catcalling の処罰提案をめぐって——

嘉 門 優*

目 次

- 1 はじめに——本稿の問題関心
 - (1) Catcalling の社会問題化
 - (2) 言葉による性的嫌がらせ
 - (3) 性犯罪としての立法提案
 - (4) 本稿の構成
- 2 現行法による処罰可能性
 - (1) 刑法典の罪
 - a) 第177条（性的侵害）
 - b) 第184条i（性的嫌がらせ）
 - c) 第183、183条a（露出症的行為、公の不快感の惹起）
 - d) 第238条（つきまとい）
 - (2) 秩序違反法上の規定
- 3 侮辱罪による処罰可能性
 - (1) 侮辱罪の「ミニ性犯罪化」
 - (2) 被害者に対する侮蔑的評価
 - (3) 侮辱罪と言葉による性的嫌がらせ
 - (4) 「性的名誉」理解に対する批判
 - (5) 「性的関心の対象に貶める」という理解に対する反論
- 4 言葉による性的嫌がらせの処罰規定の創設提案
 - (1) 性的自己決定権の侵害
 - (2) 立法提案
- 5 おわりに——日本法への示唆

* かもん・ゆう 立命館大学法学部教授

1 はじめに——本稿の問題関心

(1) Catcalling の社会問題化

Catcalling は、英語圏で生まれた言葉であり、特に女性が、主に公共の場所で、卑わいな言葉や性的なジェスチャーによって侮辱されることを指すとされる¹⁾。ただし、法律用語ではなく、統一的に理解されているわけではない²⁾。具体例として、執拗な視線、背後からの口笛 (Hinterherpfeifen)、キスをするような音、卑わいな内容の発言、下品な冗談、性的行為の不適切な要求、露出症的行為、望まない人へのポルノコンテンツの提示、人の身体についての卑わいなコメント、性的動機による追跡／嫌がらせ／身体接触、デジタルメディアを使った性的嫌がらせ等が挙げられる³⁾。ドイツでは、これまで、軽微な迷惑行為と位置づけられてきたが、近年、被害者は長期的な心理的ストレスを感じ、外出を控えるといった自由制限を強いられているとの研究結果も示され、その被害の重大性が認識されるようになってきた⁴⁾。

1) ドイツ女性法律家連盟 (Deutscher Juristinnenbund) Policy Paper Catcalling v. 14. April 2021, S.1. https://www.djb.de/fileadmin/user_upload/presse/stellungnahmen/st21-09_policy_paper_catcalling.pdf; WDR, Obszöne Gesten und Beleidigungen: „Catcalling“ soll verboten werden. <https://www1.wdr.de/nachrichten/catcalling-niedersachsen-gesetzesentwurf-102.html> (最終閲覧2025年8月25日)

2) *Hoven/Rubitzsch/Wiedmer*, Catcalling – Eine phänomenologische und strafrechtliche Betrachtung, KriPoZ 2022/3, S.175.

3) ドイツ女性法律家連盟・前掲注 (1) S.1.

4) *Gummel/Immig*, Catcalling – Umfrage zur Strafbarkeit von verbaler sexueller Belästigung, KriPoZ 2022/2 S.83 ff.; *Hoven/Rubitzsch/Wiedmer*・前掲注 (2) S.175 ff.; *Greven/Goede/Brodtmann*, „Catcalling“ – Möglichkeiten und Grenzen einer strafrechtlichen Regulierung, KriPoZ 2022/5 S.371 ff.; *Schmidt*, Gesetzesvorschlag zur Regelung sexueller Belästigung, KriPoZ 2023/3 S.235 ff.; *Meissner*, Catcalling Eine Phänomendarstellung unter besonderer Berücksichtigung der psychischen Folgen sowie der Auswirkungen auf das Sozialverhalten der Betroffenen, Kriminalistik 2024, S.338 ff.

(2) 言葉による性的嫌がらせ

Catcalling の最も一般的な形態が、「言葉による性的嫌がらせ (verbale sexuelle Belästigung)」であり、近年、その処罰の必要性が活発に議論されている⁵⁾。その一部は、ドイツの現行法上、形式による侮辱として侮辱罪(185条)が適用されうる（たとえば、デブのクソ女 [fette Fotze]、だらしないアバズレ [unentschlossene Schlampe]）⁶⁾。それに対して、問題となるのが「お前とやりたい」といった性行為を求める発言や、「セクシーな胸だな」といった被害者の身体や容姿に関する性的な発言の場合である⁷⁾。ドイツ連邦通常裁判所 (BGH) は、性的な発言のすべてが侮辱になるとは解しておらず、「名誉に対する攻撃は、もし存在すれば被害者の妥当価値を下げることになるような欠点 (Mangel) を、行為者が不当に非難する (nachsagen) 場合⁸⁾」のみ侮辱罪が成立すると解している（後述3）。

学説上、特に論争の対象となっているのが、2017年のBGH決定である。本決定は、被害児童（11歳）に対して「君のアソコ（女性器の俗称 [muschi]）を触りたいから散歩に行こう」と一度だけ発言した事案で、侮辱罪は成立しないとした。「アソコ」という用語は、児童の間で広く用いられていて、幼児自体も意味する語であり、それ自体が不快ないしは下品だととらえられているわけではないことから、「被告人の発言は11歳の少女にふさわしい名誉を損なうような欠点を表明したわけではない」とした⁹⁾。しかし、*Eisele*

5) *Eisele*, Strafbarkeit sexualbezogener Äußerungen, KripoZ 2023/3 S.230.; *Hoven*, Reformüberlegungen zum Sexualstrafrecht – Was hält der Koalitionsvertrag – und was nicht?, KripoZ 2025/4 S.218 f.

6) ドイツにおける名誉に関する罪（ドイツ刑法185条以下）は、法律時報において解説を行った。嘉門優「ドイツにおける名誉に関する罪（1～6・完）」法時97巻3号100頁以下、同4号121頁以下、同5号113頁以下、同6号94頁以下、同8号118頁以下、同9号110頁以下（2025年）参照（以下、「連載第〇回」と称する）。

7) *Hoven*, in: *Hoven/Weigend*, Sollen verbale sexuelle Belästigungen im öffentlichen Raum strafbar sein? - Ein Streitgespräch, in: *Strafrecht als Risiko* (FS Prittitz), 2023. S.657.; *Hoven*・前掲注（5）S.218 f.

8) BGHSt 36.145 (Urteil vom 15.3.1989 =NJW 1989, 3028)

9) BGH, Beschluss vom 2.11.2017 (=NStZ 2018,603); なお、旧176条4項4号（児童に対す

は、このような事案で侮辱罪が成立しないのは「理解しがたい(unverständlich)」と批判し、処罰の必要性を主張している¹⁰⁾。

また、近年、インターネット上のSNSでの性的な内容の投稿が問題となっている。具体例として、民事事件ではあるが、2021年にフランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、性的な内容の投稿に対して一般的人格権の侵害と認定した事案がある。この事案は、右翼系の評論家である被告が、環境活動家である原告(Neubauer)の写真をFacebook上に掲載し、「かわいい写真だろ」、「気候変動の話を何時間聞かされたとしても、すぐにでもやりたい(ficken)」、「田舎の女らしい(bäuerliche)胸の大きさだ、うまそだ」と書き込んだというものである¹¹⁾。

(3) 性犯罪としての立法提案

最近では、言葉による性的嫌がらせの本質は、名誉侵害ではなく、性的自己決定権の侵害であるとの主張が見られる¹²⁾。より具体的には、Hovenは、言葉による性的嫌がらせの本質は「行為者の性的な関心の対象(Objekt)に貶められる点¹³⁾」にあると主張する。ドイツ現行法上、相手方の身体に接触する態様の性的嫌がらせは、2016年に刑法184条iが新設されたのに対し¹⁴⁾、言葉による性的嫌がらせを直接的に処罰対象とする規定は存在しない。そのため、言葉による性的嫌がらせを性的自己決定権の侵害として位

る性的虐待)は、ボルノの内容に準ずる程度の強度の発言内容を要求するため、本件のような単に性的な内容の発言では該当しないとされた。本条については、佐藤陽子「ドイツにおける性犯罪規定」樋口亮介=深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』(成文堂、2020年)305頁以下参照。詳細は連載第3回3(2)参照。

10) Eisele・前掲注(5) S.231.

11) LG Frankfurt a.M., Urteil vom 2.12.2021.〔民事〕は、被告に対し、損害賠償として6,000ユーロの支払いと、当該情報の公開と流布の差し止めを命じた。

12) Gemmel/Immig・前掲注(4) S.89; Hoven/Rubitzsch/Wiedmer・前掲注(2) S.185; Greven/Goede/Brodtmann・前掲注(4) S.372 ff; Schmidt・前掲注(4) S.236 ff.

13) Hoven, in: Hoven/Weigend・前掲注(7) S.658.

14) 本条について、深町晋也「2016年改正以降のドイツ性犯罪規定について」・前掲注(9)355頁以下を参照。

置づけた、新たな処罰規定の創設が必要だと主張されている（後述4）¹⁵⁾。国際的には、ポルトガル、ベルギー、フランスで相次いで、言葉による性的嫌がらせに対する新たな処罰規定が創設されたことを受けて、ドイツでも新たな処罰規定の必要性が主張されている¹⁶⁾。さらに、2025年4月に発表された連立政権による「連立合意書（Koalitionsvertrag）」において、「意図的な、明らかに不適切な言語的かつ非身体的な性的嫌がらせ」に対する処罰の検討を行うとの項目があり¹⁷⁾、政府としても重要課題と認識されているようである。

以上の処罰規定必要派に対し、学説上、このような不道徳な発言の規制は刑法の任務ではなく、現行法上の規定が適用できる範囲の重大な事案のみ処罰すればよいとの反対意見や¹⁸⁾、刑法ではなく、秩序違反法上の規定の創設で十分であるとの指摘も見られる¹⁹⁾。

（4）本稿の構成

ドイツでは、言葉による性的嫌がらせの処罰提案がなされている一方で、刑法学上、処罰には慎重な意見も有力である。この議論は、後述のように、侮辱概念や性的自己決定権の理解のあり方といった根本的な論点と深くかかわっている。ドイツ法の議論を検討することは、日本における侮辱概念や性的自己決定権の内実の追究や、言葉による性的嫌がらせの規制に関する今後の議論に資するものと思われる。以下では、言葉による性的な嫌が

15) *Eisele*・前掲注（5）S.230 ff.

16) ヨーロッパの状況については、*Gummel/Immig*・前掲注（4）S.86 f. 参照。オランダでは公共の場での性的嫌がらせを処罰する規定が2024年7月に施行され、言葉による性的嫌がらせも対象となったとのことである。<https://www.tagesschau.de/ausland/europa/catcalling-niederlande-belaestigung-100.html>（最終閲覧2025年8月25日）

17) *Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD für die 21. Legislaturperiode, April 2025*, S. 91, Z. 2933–2935.

18) *Pörner, Das sog. Catcalling – Strafwürdiges Unrecht oder bloße Bagatelle?*, NStZ 2021, S.341.

19) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注（7）S.671.

らせに対する、現行法上の規定の適用可能性（2）、なかでも侮辱罪による処罰の可能性について（3）、さらに、立法論として、言葉による性的嫌がらせの新たな処罰規定創設をめぐる議論状況（4）の順で示し、最後に、日本法の議論において参考になる点を示すこととする。

2 現行法による処罰可能性

現行法上、言葉による性的嫌がらせが規制対象となりうる規定として、第一に、刑法典の罪（1）、第二に、秩序違反法上の規定（2）がある（侮辱罪については3で別に後述する）。

（1）刑法典の罪

a) 第177条（性的侵害）²⁰⁾

第177条第1項 性的侵害

①他の者の認識可能な意思に反して、この者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に性的行為を行わせ、又は、この者に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

本条の「性的侵害」の適用範囲は、条文上、特定の行為態様に限られていない。そのため、言葉による性的な表明も「侵害（Übergriff）」に含まれる以上、本条に当たりそうである。しかし、本条は「この者に対して（an dieser Person）」と規定されていることから、被害者の身体との直接的な接触が要件となると解してきた²¹⁾。そのため、言葉による性的嫌がらせは、

20) 2021年改正以前の条文の訳は、法務省刑事局『刑事法制資料ドイツ刑法典』（2021年）に従う。

21) BGH, Beschluss vom 26. 10. 2006 (=NStZ 2007, 217) ; Eisele, in: Tübinger Kommentar,

本条の対象とはならないとされる²²⁾。

b) 第184条 i (性的嫌がらせ)

第184条 i 第1項 性的嫌がらせ

(1) 性的特徴を有する態様で人の身体に接触し、これにより嫌がらせをした者は、その犯行に本章の他の規定においてより重い刑が定められていないときは、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

2016年10月に施行された184条 i の性的嫌がらせは、性的な特徴を有する身体的な接触と、それによって惹起される被害者に対する嫌がらせを条件とする²³⁾。したがって、本条も言葉による性的嫌がらせを対象としていない²⁴⁾。

c) 第183、183条 a (露出症的行為、公の不快感の惹起)

第183条第1項 (露出症的行為)

① 露出症的行為により、他の者に嫌がらせをした男性は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

第183条 a (公の不快感の惹起)

公然と性的行為を行い、これにより意図的に又は確定的認識をもって不快感を引き起こした者は、その犯行が第183条において処罰対象とされないときは、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

31 Aufl. 2025. § 177 Rn.14.

22) Pörner · 前掲注 (18) S.337.

23) BGBI.2016 I S.2460 f.; Eisele · 前掲注 (21) § 184i Rn.4 f.

24) BT-Drs. 18/9097, S.30.

183条と183条aは、1973年の改正²⁵⁾以前は1つの条文で、「わいせつな行為 (eine unzüchtige Handlung)」によって公の不快感を惹起した者を処罰していた²⁶⁾。旧183条の「わいせつな行為」に、言葉による性的嫌がらせが含まれるかどうかについては古くから議論があり、判例 (BGH)²⁷⁾、学説²⁸⁾とともに含まれないと解していた。

その後、1973年に性犯罪が改正され、旧183条は183条と183条aとに分けて規定された。183条の露出症的行為は、男性が性的動機から自分の性器を露出し、その行為が他の人の同意なく認識されることを意図して行った場合にのみ成立する²⁹⁾。露出症的行為という行為態様に限定されていることから、性的な発言は本条には明らかに当てはまらない³⁰⁾。

一方、183条aは、公然と「性的行為 (sexuelle Handlungen)」を行うことが条件となっており、「性的行為」に言葉による性的嫌がらせが含まれるようにも見える。しかし、別の条文 (176条a第1項第3号)において、性的行為という概念と性的な発言とが分けて規定されていることから³¹⁾、口頭および書面による性的内容の表明は、183条aにおける性的行為には該当しないと解すべきだとされる³²⁾。

25) BGBl.1973 I S.1725 (4. StrRG v. 23.11.1973)

26) 旧183条「わいせつな行為によって公に不快感を惹起した者は、2年以下の禁錮若しくは罰金に処する。(以下略)」; K.Schumann, in: NK-StGB, 6 Aufl. 2023, § 183 Rn.1. 参照。

27) BGHSt 12, 42 (Urteil vom 2.9.1958=NJW 1958, 1788)

28) Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 18 Aufl. 1931, S.410.

29) Eisele・前掲注 (21) § 183 Rn.2.

30) Pörner・前掲注 (18) S.337.

31) 176条a (児童との身体接触を伴わない児童に対する性的虐待)

① 次に掲げる者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。

1. 児童の前で性的行為を行った者、
2. その犯行が第1項若しくは第2項において処罰対象とされない限りで、児童が性的行為を行うように、この児童に決意させた者、
3. ポルノ的なコンテンツ (第11条第3項)、若しくは、これらに準ずる発言により、児童に対して働きかけた者

32) Fischer, in: StGB 72 Aufl. 2025. § 183a Rn.3; Eisele・前掲注 (21) § 183a Rn.3.

d) 第238条（つきまとい）

第238条第1項（つきまとい）

- ① 権限なく、他の人の生活形成を著しく侵害するに適した方法でこの人につきまといをした者は、特に、その者が執拗に
1. この人の場所的に近接したところに赴き、
 2. 遠距離通信手段若しくはその他の通信手段を用いて、若しくは第三者を介して、この人との連絡を取ろうと試み、

（以下略）

言葉による性的嫌がらせは、238条1項1号や2号のつきまといに該当しうる可能性がある。ただし、つきまとい罪は、他の人の生活形成を著しく侵害するに適した方法であることが要件となる。性的な表明が1回だけなされた場合、通常は、被害者の生活形成を侵害（例えば、退職、転居）する可能性はないことから、本罪は成立しない。さらに、「執拗に」という文言からも、通りすがりに一度だけ卑わいな発言をしたような場合には、つきまとい罪は成立しない³³⁾。

(2) 秩序違反法上の規定

第118条第1項（一般公衆に対する嫌がらせ）³⁴⁾

- (1) 一般公衆に対して迷惑を及ぼし若しくは一般公衆を危うくし、かつ、公共の秩序を害するのに適する、著しく不作法な (grob unehörige) 行為を行った者は、秩序に違反して行為したものである。

33) Pörner・前掲注(18) S.338.

34) 秩序違反法の条文の訳は、国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツ秩序違反法』(1980年)を一部参照した。

第119条第1項（著しく不作法で、迷惑を及ぼす行為）

(1) 次の各号の一の方法で、性的行為の機会を提供し、告知し、宣伝し、又はこのような内容の表明を公表した者は、秩序違反行為を行ったものとする。

1 公然と、他人に迷惑を及ぼすのに適した方法

2 コンテンツ（刑法第11条3項）を、一般公衆に頒布、又は、公衆が知りうる状態にする方法

秩序違反法118条1項によると、著しく不作法な行為は、「一般公衆に対して迷惑を及ぼし若しくは一般公衆を危うくし、かつ、公共の秩序を害するのに適する」ものでなければならない³⁵⁾。保護法益は、公の秩序の維持に対する公共の利益である³⁶⁾。著しく不作法な行為は「一般公衆」に対して影響を及ぼす必要があることから、被害者に対して対面で行われた言葉による性的嫌がらせは本条に該当しない。他方、言葉による性的嫌がらせが、一般公衆が認識可能で、かつ、一般公衆に対する迷惑となると言えれば本条が成立しうることになる³⁷⁾。この「迷惑」とは、第三者に軽微ではない精神的又は肉体的な不快感を与える行為を指すとされる³⁸⁾。たしかに、口笛や下品な口説き文句は不作法とみなされるが、一般公衆に対してそれ以上の感情的又は身体的反応は生じないことから、言葉による性的嫌がらせに本罪は通例は成立しないとされる³⁹⁾。公然性や、一般公衆に対する迷惑を要件とする119条も同様である⁴⁰⁾。

35) *Weiner*, in: BeckOK OWiG, 47. Aufl. 2025. § 118 Rn.4.

36) *Weiner*・前掲注(35) § 118 Rn.1.

37) *Pörner*・前掲注(18) S.339.

38) *Senge/Mitsch*, in: KK-OWiG, 6. Aufl. 2025. § 118 Rn.13.

39) *Pörner*・前掲注(18) S.339.

40) *Pörner*・前掲注(18) S.339.

3 侮辱罪による処罰可能性

(1) 侮辱罪の「ミニ性犯罪化」

言葉による性的嫌がらせは、現行法上さらに侮辱罪（刑法185条）に該当しうる。ただし、前述のように、BGHは、性的侮辱〔Sexualbeleidigung〕に関して、侮辱罪の適用を限定している。この背景には、侮辱罪の「ミニ性犯罪化」という問題がある⁴¹⁾。1950年代、侮辱罪が、処罰規定の不存在や立証困難によって処罰要請が満たされない場合に容易に利用されていると批判され、特に性犯罪の領域でこの状況が生じていたことから、侮辱罪の「ミニ性犯罪化」と称された⁴²⁾。そのため、1989年にBGHは、侮辱を限定し、「名譽に対する攻撃は、もし存在すれば被害者の妥当価値を下げることになるような欠点を、行為者が不当に非難する場合⁴³⁾」という限界づけのための基準を示した。

(2) 被害者に対する侮蔑的評価

問題は、いかなる場合に、「被害者の妥当価値を下げることになるような欠点」を示したと言えるかである。BGHは、行為者が、被害者に対して「そのようなことを平然と行うことができる人物 („man so etwas ohne weiteres machen kann“)⁴⁴⁾」であるという評価を示したと言える場合に侮辱罪を認めている。その例として、BGH1986年判決は、レストラン経営者である被告

41) 侮辱罪の「ミニ性犯罪化」の詳細は、連載第3回3（2）参照。

42) *Hirsch, Ehre und Beleidigung*, 1967, S.70; *Arzt, Der strafrechtliche Ehrenschutz*, JuS 1982, S.725 ff; *Hillenkamp*, JR 1987, S.127.

43) BGHSt 36.145 (Urteil vom 15.03.1989 =NJW 1989, 3028)・前掲注（8）

44) この表現は、*Lenckner*, in: *Schönke/Schröder StGB* 22.Aufl. 1985. § 185 Rn.4. に見られ、BGH判決の判決文にも引用されている。学説上、このような評価に当たる例として、相手を娼婦だと決めつけて料金を尋ねる場合 (*Hirsch*・前掲注(42) S.61.)、あばずれ (Flittchen)、クソ女 (dumme Gans) と言う場合 (*Eisele/Schittenhelm*, in: *Tübinger Kommentar*, 31 Aufl. 2025. § 185 Rn.4.) が挙げられている。

人が、従業員 W (18歳) に対して、その立場を利用して性交を少なくとも10回行ったとされる事案で侮辱罪を認めた。この判決は、行為者が、被害者の「かまわないでほしい」という要求を無視しつづけて性行為を行ったことから、被害者の人格を明らかに軽視したとして侮辱罪が成立するとした（本判決は、カッコ内で、被害者を「そのようなことを平然と行うことができる人物」と評価したと表記した）⁴⁵⁾。

BGH1991年判決も同様に、行為者が、被害者に対して「そのようなことを平然と行うことができる人物である」との評価を示したと言える場合に名誉侵害に当たるとした。本判決は、未成年の女性のヒッチハイカーを自車に乗せ、人気の少ない駐車場において、恐怖に陥った被害者に対して性交を行った事案で、被告人が被害者に対して金銭と引き換えに性行為を迫ったことは、被害者を実質的に売春婦と同列に扱ったと解することができるところから、少女の名誉を軽視する意思が表明されたと言え、侮辱罪が成立するとした⁴⁶⁾。

下級審においても同様の理由づけが見られる。カールスルーエ上級地方裁判所2002年判決は、被告人が女性の性器に触れるという目的で、全く面識のない通りすがりの被害女性へと近づき、いきなり前にでて進路をふさぎ、抱きしめるような動作をして「たいしたことじゃないだろ (macht doch nichts)」と言いながら、被害者の性器に手を伸ばしたが、被害者が逃げたため目的を達することができなかった事案で、侮辱罪が成立するとした。その理由について、被告人が自己的計画の犠牲者として被害者を選び、被害者を「そのような行為を受け入れて、そのようなこと（公の場でわいせつ行為）を行うことができる人」と評価したことが、名誉に対する重大な侵害

45) BGH, Urteil vom 18.9.1986 (=NStZ 1987, 21); 原審 (LG Detmold) は、強姦罪（改正前の177条）は、被告人に認識可能な抵抗がなかったことを理由に成立しないとした上で侮辱罪が成立するとし、本判決もその結論を認めた。

46) BGH, Urteil vom 19.9.1991 (=NStZ 1992, 33); 原判決 (LG Freiburg) が監禁罪と侮辱罪の観念的競合 (Tateinheit) とし、本判決も支持した（性犯罪に関する判断内容は不明）。

だとした。また、そのことは、被告人の「たいしたことじゃないだろ」という発言にも表れているとした⁴⁷⁾。

(3) 侮辱罪と言葉による性的嫌がらせ

以上の理解を踏まえ、BGHは、言葉による性的嫌がらせについても同様に、侮辱罪を限定的に適用する。ただし、純粹に言葉のみによる性的嫌がらせに侮辱罪が適用された例はかなり限られている⁴⁸⁾。

まず、冒頭で述べたBGH2017年判決では、被害児童（11歳）に対して「君のアソコ（性器）を触りたいから散歩に行こう」と一度だけ発言した事案で、「被告人の発言は11歳の少女にふさわしい名誉を損なうような欠点を表明したわけではない」として侮辱罪は成立しないとした。本事案では、たしかに性的動機に基づく短い発言を一度だけ被害者に行ったが、侮辱罪の意味における名誉を侵害する性格を有する侮蔑的な評価とは認められないとした⁴⁹⁾。

それに対し、侮辱罪を肯定した例として、フライブルグ地方裁判所2002年決定は、被告人が列車で隣の席になった被害者（15歳）の手や頬を撫でて、「君は完璧な恋人だ」と述べて、キスしようしたり、しつこく追いかけた後、自分の電話番号を渡して、「テレフォンセックスがしたくなったら電話して」と伝えたという事案がある。本決定は、「テレfonセックスをしよう」と述べたことは、少女の社会的な尊重要求を完全に無視した表明であり、少女を「そのようなことを簡単にできる人物」と評価しているた

47) OLG Karlsruhe, Urteil vom 6. 6. 2002 (=NJW 2003, 1263); 一審（AG）ならびに控訴審（LG）は、実力による侮辱（185条2項）が成立するとし、本判決もその結論を認めた。

48) Albrecht, Catcalling – eine fehlende neue Straftat?, HRRS 2023, S.272. は、純粹に言葉だけによる性的嫌がらせが侮辱罪と認定された例は、執筆当時（2023年）で2件だとする。2件とは、前出のBGH, Urteil vom 19. 9. 1991 (=NStZ 1992, 33)〔前掲注（46）〕と、後述する LG Freiburg, Beschluss vom 3. 9. 2002 (=NJW 2002, 3645)〔注（50）〕である。

49) BGH, Beschluss vom 2.11.2017 (=NStZ 2018, 603)・前掲注（9）

め、侮辱罪の成立可能性があるとして原審に差し戻した⁵⁰⁾。

(4) 「性的名誉」理解に対する批判

以上のように、相手方に「そのようなことを平然と行うことができる人物」であるとの評価を示すことが侮辱であると解する判例に対して、ジェンダー論の観点から問題が指摘されている。Hovenは、この判例の見解は、「自己のセクシュアリティ（性のあり方）を積極的に営むことのない、控えめな女性のイメージに基づいたもの⁵¹⁾」であると批判する。つまり、性的名誉が、女性の理想的なあり方、つまり、貞淑な女性（züchtige Frau）はそのような要求を断固として拒否するというイメージの保護につながっているとされる⁵²⁾。

そのため、Hovenは、前述のように、言葉による性的嫌がらせの本質は、「行為者の性的な関心の対象（Objekt）に貶められる点⁵³⁾」にあると解すべきだと主張する。行為者が被害者に対して理由なく露骨で下品な性的要求を突きつける場合には侮辱罪が成立すべきであり、したがって、「お前とやりたい（Ich will dich ficken.）」という表明は侮辱に当たるとする⁵⁴⁾。問題となるのが、たとえば、「お前に欲情して興奮する（Bei dir wird man schon geil.）」、「いい胸した女だな（Junge, die hat stabile Titten.）」といった発言だが、Hovenは、被害者を性的関心の客体と位置づけている以上、侮辱に該当すると述べる。それに対し、「よう彼女、電話番号教えてよ（Hey, Susse, gib mir deine Nummer.）」は、相手方の人格的な価値を否定するものとまで

50) LG Freiburg, Beschluss vom 3. 9. 2002 (=NJW 2002, 3645); 原審（AG）は検察官による侮辱罪の略式命令（刑訴407条〔Strafbefehl〕）の発布請求を認めなかつたのに対し、本決定は侮辱罪の成立可能性があるとして、原審に差し戻した。

51) Hoven, in: Hoven/Weigend・前掲注 (7) S.657; Hoven・前掲注 (5) S.218.

52) Gemmel/Immig・前掲注 (4) S.89; Hoven/Weigend・前掲注 (7) S.657.

53) Hoven, in: Hoven/Weigend・前掲注 (7) S.658.

54) Hoven, in: Hoven/Weigend・前掲注 (7) S.657.

は言えないとする⁵⁵⁾。

Hoven が正しい判断であるとする裁判例として、ハム上級地方裁判所2007年判決がある。本判決の事案は、家庭問題に関する相談で被告人の自宅を訪問した、青少年福祉局職員の被害者に対して、会話を性的な話題に誘導し、「とても美しい女性だ、君と性交したい」と述べて、被害者の手を自分の性器へと導き、被害者の胸を2回舐めたというものである。区裁判所が無罪とし、地方裁判所も検察官の控訴を棄却したのに対し、本判決は、被告人は、被害者を自己の性的欲求を満たすための（快楽の）対象として、性交渉を行うために利用できる存在であると見なしているとして侮辱罪が成立するとした⁵⁶⁾。被告人の発言（君と性交したい）は、被害者は仕事上の付き合いしかない相手との「その場限りの性行為（spontane sexuelle Kontakt）」を受け入れる人物であるという評価を表明したものだと認定した。それに對し、弁護側は「その場限りの性行為（schneller Sex）」をすることはもはや非難すべき、名誉を侵害する行為とはみなされないと反論した。しかし、本判決は、被害者を、親しい関係も個人的な感情もまったくなく、性的満足という目的だけのために性行為を受け入れる者と同一視することは、その（性的）名誉に対する重大な軽蔑と評価しうるとした。

また、冒頭で示したように、民事事件ではあるが、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所も、原告の表明は「単なる性的対象（Sexualobjekt）に貶め、彼女の親密領域と性的自己決定権を著しく侵害するもの」であると認定した⁵⁷⁾。

（5）「性的関心の対象に貶める」という理解に対する反論

以上の *Hoven* の理解に対し、*Weigend* が反論している。まず、*Hoven* が

55) *Hoven*, in: *Hoven/Weigend* · 前掲注 (7) S.658.

56) OLG Hamm, Urteil vom 27.11.2007 (=NStZ-RR 2008, 108)

57) LG Frankfurt a.M., Urteil vom 2.12.2021 · 前掲注 (11)

正当とするハム上級地裁2007年判決⁵⁸⁾について、これは伝統的な理解と同じであり、貞節を保つ女性に対して、その場限りの性行為に同意する人物だとする評価を表明することが名誉侵害的だと言っているだけではないかと反論する。伝統的な理解を時代遅れだと批判するならば、ハム上級地裁の事案も侮辱に当たらないということになるはずだと批判する⁵⁹⁾。

また、*Hoven*が、女性を「単なる性的欲求の対象に貶める点」を侮辱と解する点に対しても、*Weigend*は、なぜ「対象化 (Objektifizierung)」が侮辱に当たると言えるのかが疑問であるとする。たとえば、「私はあなたに性的欲求を抱いている」という表明の場合、発言者は自分自身の願望について述べているだけで、その発言の対象となった人物については何も述べていないとする。また、発言の対象となった人物は行為者の願望に応じるかは自由であると反論する。さらに、他の多くの場面でも、人は、他者を自身的好奇心や空想の「対象」と位置づけることがよく見られるのであり、これは高い道徳的な基準には反するかもしれないが、処罰すべきだとする人はいないだろうとする⁶⁰⁾。

以上を踏まえると、*Weigend*は、言葉による性的嫌がらせが、侮辱として名誉侵害的な軽蔑の表明と言いうる場合は、他者を「性」、より詳細には「性器」を表す表現で呼んだ場合に限定されるのではないかとする。行為者が女性に対して、女性の主要な性的部位を内容とする表現を用いて話しかける場合には、その女性に対する軽蔑の表明と言えるとする⁶¹⁾。

58) OLG Hamm, Urteil vom 27.11.2007・前掲注 (56)

59) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注 (7) S.658 f.

60) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注 (7) S.659 f.

61) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注 (7) S.660.

4 言葉による性的嫌がらせの処罰規定の創設提案

(1) 性的自己決定権の侵害

冒頭で示したように、近年、言葉による性的嫌がらせに対する新たな処罰規定の創設が提案されている。この見解は、言葉による性的嫌がらせの本質は、名誉侵害ではなく、性的自己決定権の侵害であると理解する⁶²⁾。2016年の性犯罪改正で、他者の認識可能な意思に反するすべての性行為が処罰対象となったことを受けて⁶³⁾、性的な自己決定権の侵害を判断する上で決定的なのは、身体接触の有無ではなく、事前の合意なく性的な出来事に巻き込まれることであると言われる⁶⁴⁾。そのため、言葉による性的嫌がらせも当然に性的自己決定権の侵害と理解しうるとされる⁶⁵⁾。

それに対し、学説上、純粹に言葉だけによる性的嫌がらせによっては、性的自己決定権は侵害されないと反論がなされている。*Pörner*は、性的な身体接触を求める明確な要求があっても、相手方には、その要求に応じるかどうかという意思決定の自由 (Entscheidungsfreiheit) が存在する以上、性的自己決定権の侵害は否定されるべきとする⁶⁶⁾。*Weigend*も、言葉による性的嫌がらせが、その対象となっている人の性的自律性を侵害することはないとする。問題となっているのは、公共の場で、親密領域に属する事柄について話しかけられないという利益であり、この利益は一般的な人格権の範疇であるとする⁶⁷⁾。

62) *Gummel/Immig*・前掲注(4) S.89; *Hoven/Rubitzsch/Wiedmer*・前掲注(2) S.185; *Greven/Goede/Brodtmann*・前掲注(4) S.372 ff; *Schmidt*・前掲注(4) S.236 ff.

63) *Eisele*・前掲注(21) vor § 174 ff. Rn.13. 参照。

64) *Greven/Goede/Brodtmann*・前掲注(4) S.373.

65) *Schmidt*・前掲注(4) S.237; *Schmidt*, in: *MüKoStGB*, 5.Aufl. 2025. § 183 Rn.2.

66) *Pörner*・前掲注(18) S.340 f. 他にも、*Steiner*, Catcalling: Gesetzgeber in der Pflicht?, ZRP 2021, S.243.

67) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注(7) S.670.

(2) 立法提案

言葉による性的嫌がらせに対する新たな処罰規定案の第一は、言葉による性的嫌がらせや自己の裸体の露出といった性的動機に基づく行為全般を広くリスト化するという提案である⁶⁸⁾。その方法として、現行の184条i(性的嫌がらせ)を改正し、言葉による性的嫌がらせも含め、あらゆる形態のセクハラをリスト化するという案も示されている⁶⁹⁾。Schmidtは、現行の184条iを改正して、「他者に対して、性的な特徴を有する方法で、身体に接触し、話しかけ、コンテンツを送りつけ、裸の身体の一部を見せ、その人の前で性的行為を見せ、又は、その人を著しく苦しめる(bedrängen)のに適切な方法で嫌がらせを行った者」という規定を提案する。しかし、これらのリスト化の提案に対しては、法益侵害の異なる度合いの行為を混在させることになるという批判がある⁷⁰⁾。

そこで、第二に、より内容の明確化を図るために、現行の176条(児童の性的虐待)と176条a(児童との性的接触を伴わない児童の性的虐待)の区別に倣って、184条iは身体接触を伴う性的嫌がらせに限定し、新たに184条kとして、言葉による性的迷惑行為の規定を追加することが提案されている⁷¹⁾。Eiseleは、「他者に対して、性的な表明又はそのようなコンテンツ(第11条第3項)によって、重大な嫌がらせを行った者」という規定を提案する。「表明」には、言葉だけではなく、合図(Zeichen)、動作、ジェスチャーを含んでいるとされ、さらに、情報通信技術を介して伝達される「コンテンツ」も対象とされる。性的な性質は、客観的に判断されるべきだとし、平均的

68) ドイツ女性法律家連盟・前掲注(1)S.6は、「他者を、その人格を貶める、又は、著しく苦しめる(bedrängen)のに適した方法で、言葉、コンテンツ、自己の裸体の露出、又は、性的行為による性的嫌がらせを行った者」という案を示す。なお、Gummel/Immig・前掲注(4)S.89.によると、フランス法は、性的に動機づけられた行為を列挙するという規定となっているとのことである。

69) Schmidt・前掲注(4)S.239.

70) Hoven, in: Hoven/Weigend・前掲注(7)S.669.

71) Eisele・前掲注(5)S.232.

な一般人による理解が基準となるとする⁷²⁾。

これらの立法提案に対する批判として、明確性原則に反するおそれや、性的意図の認定の困難性が指摘されている⁷³⁾。また、前出の *Weigend* は、言葉による性的嫌がらせの処罰によって、男女の関係を過度に規制することは、長年慣習化され、受け入れられてきた社会的な行動を抑制し、性的領域における行動に対する萎縮効果が生じるとの懸念を示している⁷⁴⁾。

5 おわりに——日本法への示唆

2025年2月14日に連邦参議院で言葉による性的嫌がらせ処罰案が審議された⁷⁵⁾。ニーダーザクセン州提出の法案は、直接、身体に影響を与えない侵害から性的自己決定権を保護することが目的であるとされ、刑法184条iの現行の第1項の前に新しい第1項を追加するとされた。追加が提案された新第1項は、「他者に対して、性的な特徴を有する方法で、言語的又は非言語的な（verbal oder nonverbal）手段によって重大な嫌がらせをした者」というものであった。しかし、連邦参議院における審議では、連邦議会への提出に必要な過半数には達しなかった。ただし、連邦政府に対して速やかな対応を求める決議が採択されたとのことであり⁷⁶⁾、今後のドイツにおける議論の展開を注視する必要がある。

以上のようなドイツをはじめとする国際的な動向を踏まえると、日本でも、言葉による性的嫌がらせの規制について議論がなされる可能性がある。主な論点として、第一に、言葉による性的嫌がらせは、現行法上の侮辱罪

72) *Eisele*・前掲注(5) S.232.

73) *Pörner*, Catcalling – Kein Fall für das Strafrecht, ZRP 2025, S.57.

74) *Weigend*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注(7) S.666; なお、*Weigend* は言葉による性的嫌がらせに対して新たな立法をすることには反対しないが、秩序違反法に規定すべきだとする (S.672)。

75) Gesetzesantrag des Landes Niedersachsen: BR-Drs. 519/24.

76) BR-Drs. 519/24 (Beschluss)

に当たるのかという問題がある⁷⁷⁾。これまで日本では、侮辱概念の内実に関する議論は深められておらず、どのような言葉による性的嫌がらせが侮辱に当たるのかという点は必ずしも明らかではない。2022年の侮辱罪の法定刑の引上げ⁷⁸⁾を契機に、侮辱概念の内実についての検討が深められる必要がある。

第二の問題として、言葉による性的な嫌がらせは、ドイツで主張されているように、性的自己決定権の侵害と言えるのかという点がある。日本では、性的自己決定権の侵害に、身体接触は不要と解されている。たとえば、2023年に成立した性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の各罪が保護するのは、個人的法益としての「性的自由・性的自己決定権」、より詳細には、「意思に反して自己の性的な姿態を他人に見られないという性的の自由・性的自己決定権⁷⁹⁾」と理解されている。このような理解を踏まえた場合、言葉による性的嫌がらせについても、「行為者の性的な関心の対象に貶められる点⁸⁰⁾」にあるとして、性犯罪だと位置づけるのかが問われることになる。ただし、新たな立法の検討に当たっては、ドイツで懸念が表明されているように、処罰規定の明確性が問題となる。特に、性的な発言の規制は、社会的なコミュニケーションを萎縮させる可能性があることを念頭に置いて、刑法以外の他の手段も考慮に入れた慎重な考察がなされる必要がある。

（2025年8月25日脱稿）

77) 公然と表明された場合、いわゆる迷惑防止条例の「卑わいな言動」を処罰する規定が適用しうると思われる。

78) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

79) 浅沼雄介ほか「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律について（1）」法曹時報76巻2号（2024年）46頁。

80) *Hoven*, in: *Hoven/Weigend*・前掲注（7）S.658.